

平成29年度

**中小企業知的財産活動支援事業費補助金
(地域中小企業知的財産支援力強化事業)
公募要領**

※本募集は平成29年度予算成立を前提としたものであり、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

平成29年3月

内閣府沖縄総合事務局

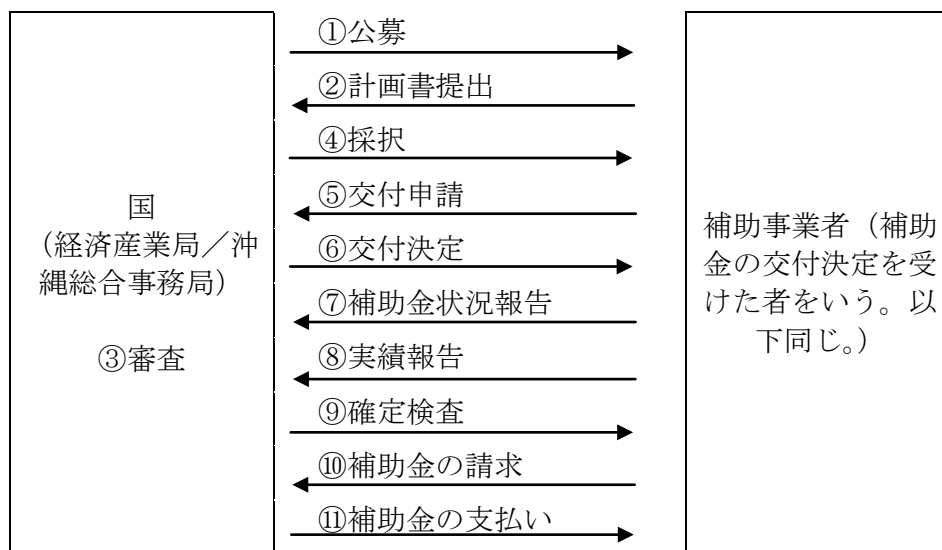
目 次

	ページ
1. 事業の目的	3
2. 事業スキーム	3
3. 事業内容	3
4. 事業実施期間	4
5. 応募資格	4
6. 補助金交付の要件	4
7. 応募手続き	5
8. 審査・採択	6
9. 交付決定	7
10. 補助対象経費の計上	7
11. その他	9
12. 問い合わせ先	10

1. 事業の目的

本事業は、中小企業等に対する知的財産支援の先導的な取組に要する経費を補助し、知的財産支援体制の構築や連携強化の促進等による地域における知的財産支援の強化を図るとともに、優れた取組事例を全国展開することにより、中小企業等による知的財産の保護・活用を促進することを目的としています。

2. 事業スキーム



3. 事業内容

本事業において補助の対象となるのは、具体的には以下に掲げる事業の全部又は一部とし、A、B、C、Dにより提案するものとします。

補助対象事業	申請区分
①個別・直接支援重視事業 地域の中小企業等の知的財産活用を促進するために、専門家派遣等の個別・直接的な支援を重視した先導的な事業。	A
②先導的仕組み構築重視事業 地域の中小企業等の知的財産活用を促進するために、地域における先導的な仕組みづくりを重視した事業。	B
③広域・連携型先導的仕組み構築重視事業 複数者の連携による中小企業等の知的財産活用を促進するための先導的な仕組みづくりを重視した事業であって、地域間の実施や連携によるもの。 ※1 複数者の連携による取組であることを必須とします（コンソーシアム形式である必要はありません）。 ※2 都道府県域を越えた実施又は連携を必須とします。	C

※申請者の主たる事務所の所在地が、当局の所轄地域にあることを必須とします。

4. 事業実施期間

交付決定日から平成30年3月31日までとします。

5. 応募資格

本事業の対象となる応募者は、次の条件を満たす法人（地方公共団体を除く）とします。
コンソーシアム形式による応募も認めますが、その場合は幹事法人（申請者）を決めていただくとともに、幹事法人が応募書類を提出してください。ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に委託することはできません。なお、幹事法人にのみ交付決定を行います。

- ① 日本に拠点を有し、法人格（内国法人格）を有していること。
- ② 事業の管理運営について責任をもって実施する事業者であること。
- ③ 本事業を的確に遂行する組織、人員、能力等を有していること。
- ④ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

6. 補助金交付の要件

（1）補助率等

事業内容に記載する各事業の補助率は、以下のとおりです。

- ①個別・直接支援重視事業（申請区分A）：
補助対象経費の1／2以内（地方公共団体の負担する額以内）
- ②先導的仕組み構築重視事業（申請区分B）：
補助対象経費の1／2以内（地方公共団体が補助事業に要する経費の1／4以上を負担する場合に限ります）
- ③広域・連携型先導的仕組み構築重視事業（申請区分C）：
定額（1千万円を上限とします）

※なお、最終的な実施内容、交付決定額は、内閣府沖縄総合事務局と調整した上で決定することとします。

（2）支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますのでご注意ください。

（3）支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日 : 平成29年3月17日(金)
締切日 : 平成29年4月10日(月) 17時必着
※持参する場合は、平日の13:30~17:15

(2) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(地域中小企業知的財産支援力強化事業)応募書類」と記載してください。
 - ・申請書(様式1) <1部>
※申請区分Cの場合、(申請者以外の)補助事業に参加する者が、事業における自己の役割や業務内容を理解し、事業の実施を行うことの協力意志が示された書類を添付してください。
 - ・提案書(様式2) <2部>
※提出書類の用紙の大きさはA4判とし、下部中央に通しページ番号を付け、左上をホチキス等で留めてください。
 - ・申請者及び補助事業に参加する者の人員、組織、事業概要が分かるもの(パンフレット等) <2部>
 - ・申請者の直近の過去1年分の財務諸表 <2部>
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、応募者(共同申請者含む。)の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(3) インターネットの利用

本公募要領は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用ください。

<http://www.ogb.go.jp/keisan/3842/index.html>

応募書類の様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

(4) 応募書類の提出先

応募書類は直接持参又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課 特許室

「平成29年度「中小企業知的財産活動支援事業費補助金(地域中小企業知的財産支援力強化事業)」担当あて

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けられません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

8. 審査・採択

(1) 審査方法

審査は原則として応募書類に基づき行いますが、必要に応じてヒアリング又は現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

1. 要件審査 ※いずれかが不適の場合は不採択

- ①申請者が5. の応募資格を満たしているか。
- ②提案内容の目的が補助事業の目的に合致しているか。
- ③地方公共団体からの一部負担（予定）が確認できるか。（申請区分がA又はBの場合）
- ④複数者による連携した取組であるか。（申請区分がCの場合）

※（申請者以外の）補助事業に参加する者が、事業における自己の役割や業務内容を理解し、事業の実施を行うことの協力意志が示された書類の添付が必要。以下の内容が記載され、補助事業に参加する者の押印等により意志が確認できるものであれば様式は問わない。

・補助事業に参加する者の事業における役割、業務内容

・事業が採択された場合、その業務について責任をもって実施（協力）すること

コンソーシアム形式である必要はない。なお、印刷製本のみ受注する印刷業者等、事業内容に関与しない者は本要件の対象外とする。

- ⑤ (i) 都道府県域を越えた地域で実施する取組であるか又は (ii) 都道府県域を越えた連携による取組であるか。（申請区分がCの場合）

※ (i) 原則、応募書類に記載された事業の実施地域を基準として判断する。

(ii) 原則、申請者及び補助事業に参加する者が、実際に事業や取組を行っている又は行ったことがある、もしくは事業対象としている主な活動地域を基準として判断する。

2. 事業内容の審査

- ①地域の強みや産業特性等を踏まえた取組であるか。
- ②地域の自立的な知的財産支援の強化につながるが見込まれる取組であるか。
- ③先進的な取組であり、同様の条件や課題を抱えた他の地域の取組の模範・参考となり得るか。
- ④地域経済の活性化向上につながるが見込まれる取組であるか。
- ⑤事業の目標や目指す方向性を踏まえたうえで、事業内容が具体的に示され、効果的かつ現実的な事業となっているか。
- ⑥補助金申請額が補助事業の目標や内容と照らして、妥当かつ効率的なものとなっているか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択結果（採択又は不採択）については、当該申請者に対して通知するとともに、採択された申請者について、内閣府沖縄総合事務局のホームページで公表します。

9. 交付決定

採択された申請者が、内閣府沖縄総合事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して当局が交付決定通知書を申請者（申請書を提出した応募者（共同申請者含む。）をいう。以下、同じ。）に通知することで事業を開始することができます。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、内閣府沖縄総合事務局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

10. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。（申請区分A, B, C共通）

補 助 対 象 経 費	
補助対象 経費の区分	内 容
I. 人 件 費	事業に直接従事する職員の直接作業時間に対する人件費
II. 事 業 費	
①謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
②旅費	事業を行うために必要な事業に直接従事する者・専門家等の国内出張及び海外出張に係る経費
③消耗品費	事業を行うために必要な物品であって、1件あたりの購入金額が20万円未満かつ使用可能期間が1年未満のもの購入に要する経費。
④文献購入費	事業を行うために必要な知識、情報等を得るために購入した文献、書籍等の購入、情報検索費、コピー等に要する経費。
⑤印刷製本費	事業を行うために必要なパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
⑥通信運搬費	事業を行うために必要な郵便、運送、通信等に要する経費。ただし、電話代・インターネット利用料金は補助対象外とします。
⑦借料・損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
⑧会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム、展示会等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
⑨補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
⑩広報費	事業を行うために必要な広報媒体等を活用するために必要な経費

⑪外注費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費（請負契約）
⑫委託費	人件費及び事業費に該当しない経費であって、補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費（委託契約）。ただし、事業の全部を委託することはできません。また、委託契約においては、当該委託契約に伴う全ての権利は、原則、補助事業者に帰属させるよう留意してください。
⑬その他の経費	上記以外の経費であって〇〇経済産業局長／沖縄総合事務局長が特に必要と認める経費。

(注) 本補助事業の実施に伴う収入が発生した場合には、原則、当該収入を補助対象経費から差し引いた上で額の確定を行います。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の

返還を選択する補助事業者

1 1. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、内閣府沖縄総合事務局長に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、交付要綱に基づき、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、内閣府沖縄総合事務局長が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (5) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を内閣府沖縄総合事務局長に提出しなければなりません。
- (6) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、内閣府沖縄総合事務局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。
なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上のものに限ります。）。
- (8) 補助事業者は、取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
- (9) 採択後又は交付決定後であっても、交付申請書等に虚偽又は重大な過失が認められた場合には、採択又は交付決定を取り消す場合があります。
- (10) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (11) 本事業の取組について、ホームページやフォーラム等において、事例として紹介させていただくことがあります。

1 2. 問い合わせ先

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課 特許室
担当：大城、大河
FAX：098-860-1375
E-mail：oki-tokkyo@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「中小企業知的財産活動支援事業費補助金（地域中小企業知的財産支援力強化事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上